

徳島市立葬斎場使用料減免取扱要領

徳島市立葬斎場条例（昭和56年徳島市条例第30号）第6条に規定する使用料の減免については、次のとおり取り扱うものとする。

1 火葬料

生活保護法による保護を受けている者（以下「被保護者」という。）が死亡した場合における火葬料の減免申請があったときは、住民登録の有無にかかわらず（当該減免申請にあたり、徳島市福祉事務所長が、被保護者であることを証明した者に限り）、本市住民が利用する場合の金額の半額（13歳以上7,500円、13歳未満3,750円）とする。

ただし、死胎及び手術肢体等については、減免しないものとする。

2 式場等使用料

被保護者が死亡し、当葬斎場の施設を利用する場合、住民登録の有無にかかわらず（火葬料減免申請にあたり、徳島市福祉事務所長が、被保護者であることを証明した者に限り）、本市住民が利用する場合の金額の通常の使用料を徴収するものとする。

この要領は、平成18年4月1日から実施する。